

随意契約（相手方指定）調書

件 名	荒川遊園D地区公園整備工事監理業務委託	No.5100106
工（納）期	令和10年2月29日	
契約締結日	令和8年8月3日	
契約金額	22,000,000円（消費税込み）	

契約相手方	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 (法人番号：8013401001509)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	荒川遊園D地区公園整備工事監理業務委託
指定業者 (案)	名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 代表者 常務執行役員 本社長 彌永 信夫 所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
指定理由	本件は、荒川遊園D地区公園整備工事における工事監理業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、令和6年度に契約締結した「荒川遊園D地区公園整備基本設計及び実施設計業務委託」について、公募型プロポーザル方式により契約相手方として選定された業者であり、造園・建築・電気設備・機械設備の設計業務を一括して行っている。 そのため、荒川遊園D地区公園整備工事における工事内容を熟知しており、本件業務においても、工事請負業者への設計意図の伝達や工事内容の指導伝達等、円滑な業務履行が期待できる。 ② 主管課において「荒川遊園D地区公園整備基本設計及び実施設計業務委託」の履行評価を行っているが、区の指示に対する的確に対応するとともに、要求された事項に対し積極的な提案を行う等、真摯に業務を遂行したことが評価され、履行状況は優良であった。 また、他自治体における類似案件の受託実績も有しており、迅速かつ確実な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記事業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)